

通商産業委員會議録第三十四号

(七三〇)

昭和二十九年四月十三日(火曜日)

午後三時十七分開議

出席委員

委員長 大西 碩夫君

理事 小川 久雄君 理事 中村 幸八君

理事 福田 一君 理事 山手 満男君

理事 永井勝次郎君 理事 加藤 鏡造君

小川 平二君 小川 義昭君

始関 伊平君 佐本 一雄君

長谷川四郎君 伊藤卯四郎君

中崎 敏君

出席國務大臣

通商産業大臣 愛知 揆一君

出席府委員

總理府事務官(北海道開発庁次長) 谷口 明三君

通商産業事務官 岩武 照彦君

(大臣官房長) 川上 爲治君

通商産業事務官(鉱山局長) 川上 爲治君

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

四月十二日

委員村上勇君辭任につき、その補欠として前尾繁三郎君が議長の名で委員に選任された。

同月十三日

委員前尾繁三郎君辭任につき、その補欠として村上勇君が議長の名で委員に選任された。

四月十三日

通商産業省関係法令の整理に関する法律案(内閣提出一四五号)

同月九日

電力料金値上げ反対に関する請願

第一類第十一号

通商産業委員會議録第三十四号

昭和二十九年四月十三日

第一類第十一号

通商産業委員會議録第三十四号

昭和二十九年四月十三日

第一類第十一号

通商産業委員會議録第三十四号

昭和二十九年四月十三日

(中村梅吉君外一名紹介)(第四二九八号)

同(山花秀雄君紹介)(第四二九九号)

公益電気事業の復活に関する請願(相川勝六君外一名紹介)(第四三〇四号)

韓国に於ける鮮魚輸入に関する請願(岡本忠雄君紹介)(第四三三〇号)

発明助成に関する請願(黒金泰美君紹介)(第四三九五号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

電気料金値上げ反対に関する陳情書(経済団体連合会長石川一郎)(第二七二二号)

同(布市電力自治対策本部長藤多謙三)(第二七二三号)

ガス事業法改正に関する陳情書(北海道知事田中敏文)(第二七二四号)

中小企業に対する金融等に関する陳情書(札幌市北一条西二丁目社団法人北海道商工組合中央会長水牧茂一郎)(第二七二五号)

同(京都府会議長北村平三郎)(第二七二六号)

中小企業等協同組合法の改正促進に関する陳情書(東京都中央区京橋一丁目日本中小企業団体連盟会長豊田雅孝)(第二七二七号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

木材利用に関する小委員長の中間報告聴取

石油及び可燃性天然ガス資源開発法

の一部分を改正する法律案(内閣提出第九八号)

石油資源探査促進臨時措置法案(内閣提出第九九号)

○大西委員長 これより會議を開きます。

通産大臣より発言を求められておりますのでこれを許します。愛知通産大臣。

○愛知國務大臣 去る九日、当委員会から出席をお求めいただいたのでありますが、当日はたまた、国際見本市の開場式でございまして、大阪へ出張いたしましたために出席できませんで、まことに失礼いたしました。当日四日市の燃料廠の活用方法につきまして、当委員会におきまして日本石油社長佐々木氏より参考人として種々意見を求められたのでございまして、通産大臣としてはどういふふうに考えておられるかということがこれに関連いたしまして問題になりましたので、その点につきまして私から意見を申し述べたいと存じます。

四日市の燃料廠の活用につきまして、私は、私といたしましては、一日もすみやかにこれを利用活用いたしたいというところをかね／＼考えまして、先般も当委員会でご説明いたしましたような気持ちで、その後推進に努めて参つたのでありますが、あれこれと遅延いたして参りました。この点は私としても遺憾に存するところでございます。今後におきまして、一日も早く活用したいということについて、あらためて誠意

と熱意をもちまして、なるべくすみやかなる機会にその基本の方針を確定いたしまして御報告申し上げたいと思っております。

それからついにていま一つ釈明をいたしたいと思ひますのは、今回の私の旅行の途次、名古屋におきまして新聞記者団から、社会党左右両派におかれ次々のような法律案を作成し、これを国会に提出するとの意見はどうであるか、これに対しての意見はどうであるかという質疑を受けたわけであります。私はそのときに、そういう法律案が両派社会党から提出の運びになつておるかどうかということとは、もちろんつまびらかでございませんでしたが、これに対する私の答えが、さような考え方はまことに幼稚であるというようなことを申したというところが報道されておるのでございしますが、これはそのときの環境等から申しまして、私の言ひ方に非常に練れないと申しますが、舌足らずのことがございしましたのと、相当何と申しますか、くだけた席でございしましたために、私の申し方も十分であつた点がありますので、この点誤解を招きましたことにつきまして、あらためてこの席を拝借いたしまして釈明いたす次第でございします。

○永井委員 ただいま大臣から釈明があつたことでありますから、それについてかれこれあえて申し上げることはどうかとも考えますけれども、しかし言葉というものは前後の続きからとか、あるいはその環境とか、言葉のやりと

りの間に出て来る問題でありまして、その言葉だけを取上げてかれこれ言うのは決して妥当なものでない。いろいろの経験からしまして、そういう問題は注意すべきだと思いますが、事柄は単なる表現の問題ではなくて、外貨予算の問題をどういふふうに扱うかという政策的な内容の問題であると思ひますから、言葉や何かの表現はとにかくとして、大臣が外貨予算に対して、何らかの国会がこれに決断権限を持つ、あるいはこれを国民の前に明らかにするといふような方途を講じなければならぬといふのがわれ／＼の考えであります。これがこれに対してどういふことは幼稚である、あるいはどういふことはつまらないことであるといふようなお考えが思想の内容としてあつて、それが言葉として表現——そういう言葉ではないにしても、そういう意図で表現されたとするならば、われ／＼は政策の上からひとつ大臣とまづ正面から論議を尽くして行かなければならないと思ひのであります。単にこれは左右両社

会党だけでなくて、外貨の問題を今日のような制度のもとにおいていいかどうか、国の経済なり財政に大きな影響のあるこれらの問題を、行政措置の権限の中にそのままにしておいていいかどうかということは、學者の間でも論議があり、実務家の間においても論議があり、また政府当局の中においても、それ／＼の所管によつてこれは問題があると思ひますが、大臣はこれらの外貨予算の運営について、

現在のやり方が最善にして妥当なやり方である、これに対する何らかの修正なり、あるいは改正の政策というようなものを持つことは幼稚である、的はずれであるというようなお考えを持つておられるのかどうか、この際明確にこの点を承つておきたいと存じます。

○愛知國務大臣 私が釈明いたしましたのは、きわめて幼稚であるという表現がはなはだ練れなかつたということについておわびを申し上げたわけでございます。外貨予算についてどう考えるかという点になりますと、政策の問題でございまして、私も私としての意見を持つておるのでありまして、結論的には、さようなことが考え方としてあることはごもつとも思いますが、けれども、私の意見としては反対でございます。なぜかと申しますと、これは蛇足になるかと思いますが、一体国の予算というものは、租税であるとか専売収入等によつて得ました国の収入を、支出または使用する計画でございしますが、これに反して外貨予算は、主として民間における個々の対外的な経済取引を基本といたしまして、国が外国為替の集中決済制度をとつていっている関係上、外貨の割当の段階において規制しようとする日安でございまして、国家の予算とは性格上大いなる相違があるわけでございます。従つてこれは行政上の事項としておいていただいた方が適當である、私はこういうふうと考えております。

○永井委員 なお外貨の問題については、時間をあらためていろいろ論議をしたいと思つておりますが、少くも外貨の現在のやり方というものは占領政策の延長である。またやつておる行政の内容についてはいろいろ疑義があり、世評必ずしも芳しいものではないと存じます。いろいろ汚職の問題も、もしこれをほんとうに調べ上げるならば、造船以上の汚職が潜存するのではないかというふうなうわさする者もあるのではないかと存じます。ただ行政の措置としてやつておられますために、どこにどういふ穴があるかというところ、どういふものがあるかというところ、的確に摘出できないという段階であるといわれ、は考へて、この点に大いに疑いをかけておられるわけでありまして、そういう疑いを持たれるような、また外からこれらの運営が日本の経済に大きな影響を持つようなものが、まづた政治的責任をとらない行政措置の権限においてこれがなされるということについては、われわれは今日の外貨の性質上、また輸出貿易が現在の日本の経済において占める地位の上から見まして、われわれはこれは見のがすことができないものである、かように考えるのでありまして、決してこれに対する改善の措置を考へるということが幼稚なるゆえんではない。幼稚であるという表現は誤謬であると思ひますけれども、これは政策の論議において、いざれ機会をあらためて十分に論議したいと思ひますが、少くとも現在のものが最善であるというふうな意図をもつて、これに対するいろいろ意見に対しては幼稚である、というふうな考えを大臣がもしほんとうに持つておられるならば、われわれは断固今後これらの問題について闘わねばならぬ、かように考へておられます。本日場合はただこれだけ申し上げておきます。

政の内容についてはいろいろ疑義があり、世評必ずしも芳しいものではないと存じます。いろいろ汚職の問題も、もしこれをほんとうに調べ上げるならば、造船以上の汚職が潜存するのではないかというふうなうわさする者もあるのではないかと存じます。ただ行政の措置としてやつておられますために、どこにどういふ穴があるかというところ、どういふものがあるかというところ、的確に摘出できないという段階であるといわれ、は考へて、この点に大いに疑いをかけておられるわけでありまして、そういう疑いを持たれるような、また外からこれらの運営が日本の経済に大きな影響を持つようなものが、まづた政治的責任をとらない行政措置の権限においてこれがなされるということについては、われわれは今日の外貨の性質上、また輸出貿易が現在の日本の経済において占める地位の上から見まして、われわれはこれは見のがすことができないものである、かように考えるのでありまして、決してこれに対する改善の措置を考へるということが幼稚なるゆえんではない。幼稚であるという表現は誤謬であると思ひますけれども、これは政策の論議において、いざれ機会をあらためて十分に論議したいと思ひますが、少くとも現在のものが最善であるというふうな意図をもつて、これに対するいろいろ意見に対しては幼稚である、というふうな考えを大臣がもしほんとうに持つておられるならば、われわれは断固今後これらの問題について闘わねばならぬ、かように考へておられます。本日場合はただこれだけ申し上げておきます。

○中崎委員 大臣から釈明もありましたので、この問題にはあまり深く触れたいと思つておつたのであります。が、ちよつと感ずるところがありまして一言申し上げます。

先ほど大臣からの話によりまして、左右両社会党が外貨予算の問題について法案を考へておるといふような記者からの話があつたといふことであります。が、少くとも右派社会党に関する限りにおいては、外貨に関する問題の審議について、法案を用意しておるといふことは、算盤に聞て耳にしておりません。従ひましてそれを対象として新聞等において論議されておるといふことは、わが党に関する限りにおいては正しくないといふふうに考へております。

さらに大臣は政策の問題にやや触れたやうでありますので、一言私として申し上げておきたいと思ひます。これは見解の相違と言へばそれまでであると思ひますけれども、少くとも私は外貨に関する問題は、大臣が今言われまますように、民間の取引を政府において集約的に、為替の形によつて、これをどうするかといふことを扱われる問題であるといふことにおいてはかわりありません。ところがさうであるならば、たとえば外国から民間の方で石油を買う場合に、ある程度外貨のわくを与へるとしても、それをその範囲で自由に買わせるかといへば、さうでない。たとえばイランからある会社が石油を買いたいといふ場合、これはちよつとごめんこうむるというふうなことになるまいと、民間の取引は為替の形においてただ単純に扱われておるとも考へられない。いわゆる政策的な問題

がここに多く取入れられておる。あるいは砂糖の問題についてもそうなんです。ほんとうに全体の経済から見て、これだけの範囲で輸入していいということならば、ただ単にそれだけの輸入できるかといふと、さうでなくて、精製業者の少数の人間が特別の保護を受けておる。ある人間のみの輸入ができる。広く一般の民間の取引商社においてこの輸入ができるかといふと、それもできない。そういうふうないろいろ政策的な意図から外貨について民間の取引が多く制約を受けておる。こういうふうなことになるまいと、ただ単なる取引といふことでないから、従つて国の経済を一体どうするかといふふうな問題、これが財政、金融あらゆる問題にひつからまつて来て、さうして大きな政策として現われて来るわけですね。従つて少くともこの外貨の問題については、およそどういふ方向にあるべきである。あるいは具体的にはどういふような政策がとらるべきかといふことが、ただどの商社に何は割当てるかといふふうな具体的な問題までここで論議する必要はないと思ひますが、少くとも大きなわくの範囲において、この問題が国会においても一應論議の対象とされて、それが通算行政の上にも正しく反映すること、がよいのじやないかと私は考へておるので、そういう意味合いにおいて、やはり国会の通算委員会における審議も必要ではないかといふふうに考へておるのであります。これは見解の相違であるかもしれませんが、私は私なりの意見を一應申し上げておきたいと思つております。

○大西委員長 それでは次に、木材利用合理化に関する小委員長より、小委員会の中間報告に關し発言を求められておりますので、これをこの際許しませう。中崎委員。

○中崎委員 木材利用に関する小委員会の中間報告を申し上げます。

戦時、戦後を通ずる過伐、濫伐の結果、わが国の森林は極度に荒廢し、風水害は逐年激甚の度を加へて、國民の生命財産を脅かし、その防遏と復旧のため年々歳々膨大な額を費しておるのであります。さらに木材の供給逼迫は、必然の結果として市場価格の暴騰、民生の安定上一大障害となりつつあることはすでに御承知のごとくであります。数字的に申し上げますならば、わが国最近の木材使用量は、用材として並びに薪炭材として、それ、一年間一億石余り、兩者合せて約二億一千万石に上るのであります。

しかして、これらの需要量を全部国内資源によつてまかなうとすれば、森林の成長量だけを伐採していたのではとうてい間に合はず、二五―二六%は基本蓄積に食い込まなくてはならない。しかも、この数字は森林資源全体に対する比率であります。実際においては奥地その他現状のままでは利用の対象にならないものが、蓄積量計六十億石の約半額に上つているのであります。従つて、現在の段階において利用可能な地域だけから前述の使用量二億一千万石を全部供給するものとすれば、実に七〇―八〇%の根本食い込みをやらなければならぬといふまことに危険きわまりない状態にあるのであります。

かような次第でありますから、森林資源の危機を克服し、治山治水の実をあげ、また木材価格の安定をはかるためには、従来事実上等閑に付せられていた木材の利用方法をこの際再検討いたしまして、その節約ないし利用の合理化方を確立するとともに、これを強力に実施しなければならぬと思ふのであります。

本小委員会はこの趣旨にのっとりまして、発足以来鋭意調査研究を続けておるのであります。すなわち、客月四日以來今日に至るまで、前後七回にわたつて会議を開催し、関係府委員及び関係各業界代表者からそれ／＼木材消費の実情並びに今後の需給対策等に関する説明を聴取し、これらの意見を参考資料として種々検討を加えて参りました。それによりますと、

一、家庭燃料方面においては都会地における石炭ガス施設の拡充、無煙炭、重炭などによるれん豆炭の利用、農村におけるかまどの改善による燃焼効率の向上等々によつて約五千六百万石。

二、木造家屋、電柱、まくら木、杭木、杭丸太、橋梁、飯わく、足場丸太などの建築資材あるいは木製家具などを鉄材、コンクリート材などに振りかえることによつて約二千百万石。

三、段ボールによる梱包の合理化によつて約一千百万石。

四、針葉樹より闊葉樹への転換、故紙の回収などによるパルプ用材関係において約六百万石。

これらを合計いたしますと、実に年間約九千二百万石、すなわち全消費量の約半額を節減し得ることとなるのであります。

しからば、いかにすればこれらの目標をすみやかに達成することのできるか、これが問題であります。

元来、上に述べたような木材消費の合理化に関する方策については、従来とも全然知られていなかったものではあります。ただ実行上種々の隘路があり、これを容易に打開し得ないため、遅々としてはかどらなかつたというのが実情であります。しかしながら、年々洪水氾濫による惨禍に悩まされておきながら、しかもその根本塞源の対策がわかつておりながらこれを強力に推進し得ないということは、われわれ政治の衝に當るものの深く考えなければならぬところだと思ふのであります。

結局、具体的推進策としては、

一、国民全体が本問題の重要性を十分に認識し、その自覚に基づいて自発的にこれに協力するよう啓蒙宣伝の一大国民運動を展開すること。

二、特に政府機関において、たとえば、故紙の回収など率先垂範すること。

三、代替物の供給に関する設備資金等の融通あつせん、公共建築その他に対する予算措置、税法上の特別措置、代替物の計画的利用に対する行政並びに立法措置。

等々種々考慮せられるのであります。が、本問題解決促進のため、「木材利用合理化促進審議会」のごときものを設置することが、適当であり、その具体案は、政府当局としてすみやかに作成せしめるべきものと意見の一致を見ました次第であります。

以上今日までの審議の結果をとりまとめ、中間報告を申し上げます。なお、今後調査研究の進展に伴つてあらためて御報告申し上げます。

○大西委員長 以上で報告は終りました。

次に委員長より、可燃性繊維に関する問題について、本会議に決議案上程の件について一言申し上げます。本問題につきましては当委員会といたしましては、数次にわたり調査をいたして参りましたが、今回各党の一致の意見により、本問題に関する決議案が本会議に上程の運びとなる模様でありますので御報告申し上げます。

次に石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案及び石油資源探鉱促進臨時措置法案を一括して議題といたします。質疑の通告があり、まずこれを許します。永井勝次郎君。

○永井委員 ただいま議題となりました案件は、この委員会において可決を見る段階となつて来ているのでありますから、この際本案審議の締めくくりといたしまして、二、三お尋ねをいたしておきたいと思ひます。

この法案によりまして、探鉱及び開発を、公企業的な性格において、帝石がまず中心となつてこれを推進する。また探鉱その他については非常な努力を払うということであり、その裏づけとしての予算は非常に少いわけでありまして、何と申ししても掛りだけではどういふものではないので、やはり予算と比例してその具体的実現というものが庶幾されるわけであり、今後この予算について、どのようなウェイトにおいて予算の獲得をされ

て、通産行政における石油資源探鉱及び開発が、どういふ地位において考慮されるのか、その立場を明確にしたい。ただきたいと思ひます。

第二点は、この開発が東北ないし北陸に集中的に行われるような事情と承つておるのであります。石油資源の開発係から申しますと、北海道は相当な資源地帯である。従つて帝石などにおいては、北海道におきましては、ボーリングを二回、一つは二千何百メートル、一つは千七、八百メートル、こういうようなボーリングをやつて不成功に終つておるのであります。この地帯には科学的な探検からいたしまして、この地帯には資源があるという見通しは十分立てられておるのであります。ですから、二回の失敗によつて、当分ここには手を染めないというふうな意図をもつてつとあとまわしにしておられるのかどうか。それとも現在の探鉱の段階はわからないけれども、一応やつてみる、二回やつてみて失敗したので、不確定な探鉱の段階だから、しばらくこれをあとまわしにする。そういうように探鉱の科学的な検討が不正確で、なお科学的に追究するべき余地を残しながらこれを放棄する考えであるのかどうか。こういう点を川上局長から伺いたしたいと思います。

また北海道及び北海道には、その他たくさんの石油資源地帯があると考へて、どのような段階でこれらの問題が考慮されておるかということ、谷口次長からお伺いたしたいと思います。

○愛知国務大臣 国内の原油の探検、試験等にきましての政府の予算につきましては、あるいは御記憶にあるかと思ひますが、第十六国会でありましたか、のときに、私は大蔵政務次官として、この予算についてはできるだけのことをしたいと申し上げておりました。爾来そういう方面で、特に責任者になりましてから努力いたしましたのであります。が、ただいま御指摘のように、わずかな予算が編成されただけであります。この点は私自身といたしましては、まことに不足なのでございますが、ひとつ当委員会を初め国民的に関心のもとに、今後機会あるごとにこの予算は増額してもらいたい。そのことが私どもの経済自立の中で、特に国際収支の改善ということに基本的な非常に役立つものであるということで、今後も大いに努力して参りたいと思ひます。

○川上政府委員 北海道の試験につきましては、二、三年前に相当の金をかけましてやりまして、失敗した事例があるものであります。しかし石油開発審議会の方からも、またいろいろなエキスパートの方からも、北海道におきましては十分な石油資源があるというところをはつきり言れております。北海道は秋田県とか新潟県、山形県以上に相当広大な地域を持つておりますので、石油資源につきましては、相当あるのではないかと、いふに言われております。この前の失敗につきましては、試験の場所が悪かつたとか、あるいは深度が足りなかつたとか、いふような問題もありません。また技術の点につきましても、現在より若干遅れていたといふふうにも考えられます。私どもの方としましては、ほかの地域と同様に、北海道につきましては、この五箇年計画に

に参ります機会がございまして、そのときに私もあらためて感じたのは、ただいま御指摘の通り政府関係におきましても、あるいは民間関係におきましても、要するに北海道からの吸上げの方が多いということ、そのときに私もその現状というものをあらためて見直さなければならぬと感じたようなわけでございまして。先ほど申しましたように、当国会におきましては再開後の総理大臣の施政方針演説にも特に北海道のことを明示いたしましたような次第で、現政府といたしましては北海道の重要性ということに相当程度に力を入れたつもりでございしますが、今後ひとつは経済審議庁というような立場においての総合計画の樹立に際しましては御意見のような点は十分取入れて考えて参りたいと存じます。

○大西委員長 閣下して質問を求められております。これを許します。長谷川君。

○長谷川(四)委員 閣下して一言お尋ねをしておきます。それはこの法案をきよう本会議にかけるというふうに決定いたしましたので、承つておかなければならないのです。大体法案そのものには私は非常に満足しておるものですが、先ほど大臣が述べられたごとく、少額な予算であり、わずかに億三千万円という金に對しての法案は、私はバランスがとれていないというように考えております。従いましてこういうような観点から見ても、このたびの予算は少かつたけれども、その結果成績のいかんによつては追加予算というやうなものが行われるとするならば、そのときには特段のお骨折りを願わなければならぬと思ふのでございませ

す。なぜならば、この当初の計画とすれば当然十億というやうなものは本年度に出して、そうして国力を結集してその探鉱に当らなければならなかつたはずでございまして。それが国の緊縮というその予算のわくに締められて、わずかばかりとはいへその気持だけは現われたのでございまして、そういうやうな点に關しまして、私は成績のいかによつては、追加予算がもし行われるとするならば、この中に当然入るべきものだと思うのでございまして、そういうやうな点について大臣のお考え方を一言お聞きしておきたいのでございませう。

○愛知國務大臣 先ほど申し上げました通り、ただいまのお話については私もまったく同感でございまして、この予算が非常に少な過ぎるという点は機会あるごとに修正したいものだと思つております。それで補正予算は私ども今予想いたしておりますが、万々一さうな場合において、しかもそれまでにおいて実績上も必要であるというやうなことが認められまゝする場合に、十分配慮いたしたいと考へます。

○長谷川(四)委員 そこで局長さんにお伺ひいたしますが、御承知の通りの非常に少い予算でございまして。あなたの御計画から見ると十分の一の予算でございまして、これは塩をまくやうにどの方面にもというわけにはなかなか参らないと思ふのでございまして、それを重点的にお使いくださいまして——今大臣の御答弁をお聞きだと思ふのでございまして、それを重点的に使つて、そうしてその成績を上げていただくというのを私はお願い申し上げるわけにございませう。局長に

對しましてもその点についてどういふやうなお考えがあるか、ひとつお伺ひしておきます。

○川上政府委員 ただいまおつしやいましたやうな考え方、私どもの方としましては重点的にこの予算は扱つて、そして極力最大限の効果が上るやうに使いたいと考えております。

○伊藤(卯)委員 ちよつと一点だけお伺ひしておきたいと思ひます。この法案が提出してから、同僚各位から熱心に質問されたことは、帝石の内紛の問題でございまして。政府もこの帝石の重役陣の内紛についてはあつせんもされ、また困つた連中だということを手をやりておられることもわれ／＼はよく承知をしておる、それで何とか解決をしてやらなければならぬ、再び内紛の起らないやうにしてやらなければならぬというところで苦慮されておること

もわれ／＼は十分承知しております。そこでけんかが起つてから仲裁に入るというのでは、過去の失敗の上から見て試験済みと思ふ。それでけんかの起らないやうに内部に立ち入つて、この國家計画を帝石をして行わしめるといふ方策をとることが私は最善の方法だ、こう思ひます。そういうことについてのお考えが一つ、それからいま一つはこの開発審議会の五箇年計画、いわゆる百万キロリッターの石油を開発増産するといふ、この二つの目的を達成するためには、帝石に政府の持株が四分の一あるのであるから、この持株の権利行使をするといふことになれば、取締役いわゆる重役を三人なり五人なりある程度の数を当然入れられるわけにございませう。これを入れて行わしめるといふことになれば、私は一挙

兩得の成果を上げることができるといふやうな感じがする。そこで政府は今度のこの法律をつくるにあつて、この法律をわれ／＼が可決するにあつて、今の二つの目的をよりよく達成するために、政府から重役いわゆる取締役を相当数送るといふ考えがあるのかどうか、これによつて今私が一挙兩得と言つた二つの問題の解決をされようといふやうなお考えがあるのかどうか、この点をひとつ伺つておきたいと思ひます。

○愛知國務大臣 帝石の重役陣の問題につきましては、先般の当委員会におきまして、伊藤委員からいろいろ御意見や御注意をいただきました、また私の考え方も非常に率直にお答え申し上げたのでありますが、ただいまの第一点でございまして積極的の指導をすべきであるといふことにつきましては、幸いにしてこの法案が成立いたしますれば、私どもも非常な勇氣が出るわけにございまして、この法律に盛り込まれた意圖を十分發揮いたしまして、積極的な指導に當つて参りたいと考えております。

それから第二段の持株について積極的な権利行使して、相当数の取締役を政府が入れたらどうであるかという御意見でございまして、この点につきましては、先般も詳しく申し上げましたように、今回の田代社長を中心としたします人事上の対案といふものは、私どもから見ましても非常に満足すべきものとは思ひなないのであります、ともかくも社長を中心にして、新たな意圖のもとに発足するスター・ラインにつけたのだという意味におきまして意氣があることだと思ふの

でありまして、この新陣容といふか、新重役陣のやり方を十分監視いたしまして、第一に申し上げましたやうな積極的な指導を加えて行く、公共的な企業運営として思ひしからざる場合におきましては、断固たる措置をとつて参りたいと思ひますが、その際に政府としての持株権の行使によつて相当数の重役を入れるかどうかという場合は、そういうやうな場合の考え方の一つとして考慮いたすべきものと考えております。ただいままただちにこういつたやうな考え方を実行に移す時期ではまだないかと考へるわけにございませう。

○伊藤(卯)委員 現行法律で重役を入れるということにさしつかえがあるかないかというところが一点、それから今大臣が答弁なさいましたやうな事象が起つた場合、どうしてもこれは田代社長を中心にしてまかしておいたのではないかと、そういう問題が起つた場合には、政府から重役を相当数必ず入れるという意圖を大臣に持つておられるというやうに承してよろしいかどうか、この点ひとつ……。

○愛知國務大臣 この第一点、現行法律で重役を政府の持株権の行使として、これとこれの人間は政府の代表者だといふやうな形に入れることは、現行法上はできないと思ふのでございませう。しかし事実上これは二割三分の株券を持つておるのであります、それから監督権が非常に強化されましたから、事実上はこれは当然行けると思ひます。

それから第二の今私が申しましたことは、この次の段階において政府から積極的にそういう措置をするかどうか

というお尋ねでございましたが、これは先ほど申しましたように、今から十分監視を続けて参らなければならぬと思ひますが、そういう場合に必ず政府の代表者を数人入れるというところまでお約束するだけの気持は私は今はございません。

○伊藤(卯)委員 どうもはつきりしないのですが、現行法で入れられない、そうすれば今度そういう大臣がさつきおつしやつたことと今御答弁なすつたこととは大分ずれて来ましたが、そうすると持株の権利行使というものは、まつたく私は意味をなさないと思ひますが、そういう場合にはそれなら政府の持株行使のできるように現行法を改正して、そのように持つて行こうというお考えがあるかどうか、その点をひとつ伺つておきます。

○愛知国務大臣 ちよつと私の申し上げ方が足りなかつたと思ひのでありますが、現行法でこれとこれは政府の持株の代表者だというようなかつつて法律上入れるという解決は現行法ではむづかしいのではないかと思ひますが、これを申し上げたのでございますが、政府は必要と認めました場合には、株主でない人たとえA、B、Cというそれ／＼の人を適任者と認めまして、これを重役にするということとで事実上手続を運ぶことはできると思ひます。さような意味におきまして人事上重大な関心を持つて監視して行きますことは、実際上の問題としておそろく私はただいまお述べになりましたことと同様のことを事実上行うことになると思ひのであります。

○伊藤(卯)委員 どうも本会議のベルが鳴つて何かせき立てられていよう

で、私の質問は十分できませんが、どうも私も切替ることができないのですが、今大臣が御答弁なすつた意味は、現役官吏、いわゆる政府委員は入れられないが退官をした人とかそういう人を政府代表というような意味で入れようというような意味にとるべきですかどうですか、その辺がよくわかりません。

○愛知国務大臣 その辺は人事であり、かつ今のところ仮定の問題でございします。私も率直に申しますが、そういう場合があると思ひます。それから公務員官吏の経験のないような人で、しかし石油業に明るいとか、あるいはたとえば労働担当重役として適當であるという人であるとか、そういう方々を広い視野から選考して政府がこういう人を候補者として重役会に送り込むということは当然あり得ることだと考へます。

○伊藤(卯)委員 これは意見になるから申しませんが、現在まだおられる人、こういう人々が退官をされて、その会社に入られるという事になつて来ると、私は現役中におもしろからざる疑いを受けるというやうなこともなきにしもあらずと思ひます。退官した者を政府代表として入れるということとを今大臣がおつしやるということになると、そこにはやはり暗に帝石との間因縁関係というか、取引というか、おもしろからざる誤解を受けることは、私ははなはだその人にとつても気の毒と思ひますし、そういう人を入れるという事になると、これは後日問題になります。だからもし大臣が今おつしやつたやうなことをやられようとするならば、私は相当意見があります

が、この点どうですか。

○愛知国務大臣 私は非常に率直に申し上げておりました、たとえききようならききよう現在で通産省の役人をやつておる者は、どんな人間でもそういう場合に推薦できないのだと言われてしまつと、これは困ることもあるといふくらの意味で私は率直に申し上げたのであります。それからなおこれは御承知の通り人事院規則その他の関係もございまして、たとえは鉾山局長は現在川上君で、ここにおられますが、川上君をあした帝石の重役会に政府代表として送り込むといふことは、そういう面から言ひましても不相當だと思ひます。しかし全然そういうことはできないのだと言われると、ちよつとそこを

とて困るんじやないかといふことを考へまして、率直に申し上げたのであります。

○伊藤(卯)委員 私はこれは疑問を残しておくことは非常におもしろくないと思ひますので、くどいようでありませんが、今川上局長の問題が出ましたから、私は川上局長の名譽のために聞きたいと思ひのであります。今大臣がおつしやつたやうな事になつて、もし川上局長が退官でもされて入られるといふことになる、川上局長がここで議論したことがはなはだ不名誉になるやうな事になつてお気の毒と思ひます。そこで退官した人を入れるといふことでなくして、そういうやむにやまれな

い、はつておけないといふ場合には、法案を改正してでもほんとうの正式な意味においての政府代表を入れるといふことが一番筋が通つておると思ひます。そういうやうに大臣この際はつきり言明を願へるなら、私はこの方が

正しいと思ひのですが、どうですか。法案を通す上においてその点を一言伺つておかぬと、私もちよつと考へなければならぬ点があると思ひます。

○愛知国務大臣 その点はちよつと今お答えしにくいと思ひますが、そういう例が他にあるであらうかと思ひのであります。法律上政府の代表者として現役の役人を重役会に入れて特殊権を行使することは、ちよつとないのではありませんかと私は思ひのであります。それよりも広く人材を求めて、事実上の株主権の行使、あるいはさらに強い監督権を背景にして、広く人材を求めて適任者を入れるべきである。その場合に広く人材をといふことになれば、その中には役人であつた人も入れて排除しないようにしていただかないと、広く人材を集める趣旨に反するのではないかと考へておるわけでありますが、御趣旨の点は十分わかりました。

○伊藤(卯)委員 退官した人は民間人でありまして、ききようまで官吏でありまして、あつて退官すれば民間人でありまして、その民間人を政府代表といふことは筋が通らないと思ひます。少くとも退官した人は政府代表ではない。政府代表といふのは現役の政府の官吏である。この意味を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○愛知国務大臣 これは非常に法律的、形式的な御議論とすれば、まさにその通りであります。あなたのおつしやることは、形式上、法律上としてはよくわかるのであります。その通りだと思ひます。私は実質上御説明いたしたわけでありまして、それならこれからどうするかといふことでありますけれども、おそろく現在の制度では、

伊藤さんのおつしやるやうに、現役の役人を帝石の取締役にすることはちよつとできないのはいかと思ひます。しかし今ここで私とつさに考へついたことであります。たとえば監理官といふ制度があります。これは実質上現役の官吏である。これを帝石といふやうな公共的な仕事をやる民間の会社に対して派遣する。そして重役会に列席し、重役会の決定等について異議を申すとか、監督権を行使するとかいふやうな制度は、考へできると思ひます。現在の制度であります。もしこの法律の中にさらに監理官といふやうな制度を法律化するといふことであれば、そういうことはできると思ひます。

○伊藤(卯)委員 だん／＼問答をしているうちに、大臣の考へ方も一応整理されて来たやうです。退官者は民間人である。民間人は政府代表でない。必要によつて監督上政府がはつておけない場合には、監理官のやうなものをやつて帝石とのこの運営において國家目的に沿はしめるやうにする。最終的にこういうことを考へる一つの道があるのではないかと御答弁でありましたが、それは確かにあらうと思ひます。最終的にそういうやうなことを考へておつしやるということとをよよく承いたしまして、私の質問を打切つておきます。

○大西委員長 他に御質疑はありませんか。——御質疑がなければ、両案に對する質疑は結局いたしました。引續いて討論を省略して、両案を一括して採決いたします。両案に御賛成の諸君は御起立を願ひます。

(議員起立)

○大西委員長 起立総員。よつて両案はこれを原案の通り可決すべきものと決しました。

この際小平久雄君外六名より、石油資源探鉱促進臨時措置法案について附帯決議案が提出されておりますので、提出者の趣旨弁明を許します。小平久雄君。

○小平(久)委員 各派の共同提案になりました決議案について、その趣旨弁明をいたします。まず附帯決議案文を朗読いたします。

石油資源探鉱促進臨時措置法案附帯決議

一、石油資源の探鉱及び開発に関しては、その重要性、緊急性に鑑み具体的推進力たる予算的措置を強化すること。

二、政府は帝石の特殊につき積極的に権利を行使し、本法の監督権と相俟つて増産の実績を充分あげさせるよう措置すること。

三、帝石重役陣の内紛が今後絶対起らぬよう嚴重に措置すること。万一再燃する場合は円満解決するまで昭和二十九年度の助成金を支給しないこと。

四、帝石が、その使命を充分達成せざるときは、本法の活用により、石油試験権の集中的偏在を排除し、以て、開発の合理化に務めること。

五、国家助成をうける石油採取事業の公益性にかんがみ、配当については他の公益事業と同様にすること。

六、わが国経済自立の立場から科学技術を振興し、人造石油の生産にも努力すること。

これは別段御説明をすることもございませぬ。ただこれの内容につきまして

は、本委員会におきます審議の過程を通じて、各委員から熱心に論議されたことを大体とりまとめたわけでありますので、本案に対しまして全委員諸君の御賛同を願いますと同時に、可決の上は政府当局においても十分尊重されることをお願いいたしまして趣旨弁明を終わります。

○大西委員長 以上で趣旨弁明を終わります。本決議案に御賛成の諸君は御起立を願います。

(総員起立)

○大西委員長 起立総員。よつて小平久雄君外六名提出の附帯決議案は可決せられました。

この際政府当局より発言を求められておりますのでこれを許します。愛知通産大臣。

○愛知通産大臣 ただいま御決議になりました附帯決議は、いずれも私どもといたしまして、その御趣旨におきましてごもつものと確信いたします。この御趣旨を体しまして今後措置いたして参りたいと思ひます。

○大西委員長 この際お諮りいたします。両案に対する委員会報告書作成の件につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○大西委員長 それではさよう決定いたします。

本日はこの程度にて散会いたし、次会は明日午前十時より開会いたします。

午後四時二十二分散会

の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
石油資源探鉱促進臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

〔参照〕
石油及び可燃性天然ガス資源開発法

昭和二十九年四月十七日印刷

昭和二十九年四月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局